

必要書類と疎明資料

| 必要書類 | 疎明するに足りる書類の例等 |
|--|--|
| (1) 申請不動産の登記事項証明書 | |
| (2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類 | |
| (3) 申請者が代表者であることを証する書類 | 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し等 |
| (4) 次に掲げる事項を全て疎明するに足りる書類 | |
| ア 申請団体が申請不動産を所有していることを疎明する書類 | 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等及び次に掲げるいずれかの書類 ①公共料金の支払領収書 |
| イ 申請団体が申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることを疎明する書類 | ②閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 ③旧土地台帳の写し ④固定資産税の納税証明書 ⑤固定資産課税台帳の記載事項証明書 ⑥上記書類の入手が困難な場合は、書類の入手が困難な理由を記載した書面及び申請不動産の隣地の所有権の登記名義人又は申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等（以下「精通者等」という。）の証言を記載した書面その他の認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等 |

| | |
|--|--|
| <p>ウ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが申請団体の構成員又はかつて申請団体の構成員であった者であることを疎明する書類</p> | <p>次に掲げるいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認可地縁団体の構成員名簿 ②市が保有する地縁団体台帳 ③墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合に限る。） ④上記書類の入手が困難な場合は、書類の入手が困難な理由を記載した書面及び申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等 |
| <p>エ 申請不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないことを疎明する書類</p> | <p>次に掲げるいずれかの書類（登記関係者のうち少なくとも一人について、所在が知れないことを疎明するに足りる書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書面 ②登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 ③申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 |
| <p>オ その他市長が必要と認める書類</p> | |